

E A P コンサルタント普及協会規約（和訳）

2008年4月1日施行

第 I 条 - 協会の名前と目的

当協会は、和名は E A P コンサルタント普及協会と称し、英文では、Metropolitan Tokyo Branch of the Employee Assistance Professional Association と表記する。

目的は、Employee Assistance Professionals 協会（EAPA）の目的を促進し、会員が相互に関心のある問題を議論する場を提供することである。協会は、Certified Employee Assistance Professional（認定 E A P コンサルタント）を推進することによって、E A P 業務の実践、継続的専門性の改善のために努力する。

第 II 条 - 管理

第 1 節 会計記録と議事録

- a. 協会は、投票権を有するメンバーの氏名と連絡先を管理する。
- b. 投票権のあるメンバーは、正当な目的のために、協会の全ての会計記録と議事録を妥当な時間内に閲覧することができる。

第 2 節 会計年度

協会の会計年度は 4 月 1 日から 3 月 3 1 日である。

第 III 条 - 会員

第 1 節 協会会員

- a. EAPA 本部の会員で当協会の会費を支払う人は協会会員になることができる。
 - b. 本協会会員種類と投票権は、EAPA 規約で定められたものと同じである。
 1. E A P A の専門家会員は当協会の議案に関して投票権を有し、協会役員への立候補ができる。
 2. 准 E A P A 専門家会員は当協会の議案に関して投票権を有し、協会役員への立候補ができる。ただし会長への立候補はできない。
 3. 学生会員は協会役員に立候補できない。
 4. EAPA の組織的会員は、投票権、役員立候補権をもたない。
 5. EAPA 会員でない協会会員は、役員立候補ができない。
- a. 協会会費未払いの会員はその会員資格を喪失する。

第 2 節 会費と評価

本協会が定める会費を会員および、協会が定める、妥当な賦課を支払う。

第IV条 - 役員

第1節 役員

a. 協会の役員は、以下で構成する

会長
副会長（2名）
書記
会計
前会長

b. 任期は2年とする。あるいは、後継者が選ばれるまでとする。任期は、2008年4月1日に始まり、その後、偶数年ごとに始まる。

c. 原則一人の役員は2期以上連続的に同じ役職に就けない。

d. 役員は、会長と会計を兼務できない。

第2節 任務

a. 会長

- ・ 協会代表として責任を負う。
- ・ 会議の議長を務める。
- ・ 協会の要請に応じて必要な任務を果たす。

b. 副会長

- ・ 職位に相応しい任務を果たし、協会の要請に応じて役割を果たす。

c. 書記

- ・ 協会会議の全ての議事録を正確に記録する。
- ・ 関係する公文書や協会の通知書を全て正確かつタイムリーに配布する。
- ・ すべての公式の協会記録を取り、保管する。
- ・ 協会の要請に応じて必要な任務を果たす。

d. 会計

- ・ 協会の会計取引を適切かつ納期どおりに処理し、銀行口座を的確に管理する。
- ・ 正確に経理記録を取り、納税する。
- ・ 協会の要請に応じ必要な任務を果たす。

e. 前会長：

職位に相応しい任務を果たし、協会の要請に応じて役割を果たす。

f. 監査役

職位に相応しい任務を果たし、協会の要請に応じて必要な役割を果たす。

第3節 役員会

協会の役員は、役員会を構成する。役員会は、協会の規則や政策を決定する機関である。役員会は協会の活動を監督する責任を持つ。

第4節 役員資格

- a. 会長は、正当な EAPA の専門家会員でなければならない。
- b. 他の全ての協会役員も、EAPA の専門家か準会員でなければならない。

第5節 指名と選挙

- a. 協会の役員は、協会会員によって他薦、又は立候補による自薦で、候補者に指名される。
- b. 投票は、電子メールまたは郵送を通して行われる。
- c. 最も多くの票を獲得した候補者が役員に選ばれる。
- d. 任期満了前に役員に欠員がでた場合、残りの役員は協会メンバーから交替役員を任命する。新しく指定された役員の任期は、前役員の任期の終わりまでとする。

第V条 - 会議

第1節 定例会議

- a. 協会は少なくとも年4回の会議を開催する。
- b. 各々の定例会議の通知は、会議の少なくとも30日前になされる。

第2節 特別会議

- a. 協会の特別会議は、協会役員によって、または、協会選挙で投票資格がある会員の10パーセント（10%）の文書による要請によって招集される。
- b. そのような会議の通知は、会議の目的を述べて、会議の少なくとも10日前になされる。

第3節 定足数

投票資格のある協会会員の50%が出席するか委任するかで、定例会議あるいは特別会議の定足数を満たす。

第4節 通知の放棄

会議の開催は規約によって通知することが求められているが、会員の署名のある文書が議会の記録とともに保存されていれば、通知をされたものと同じであることが認められる。反対を唱えることなく会議に参加することも通知の放棄とみなされる。

第VI条 - 利害対立

a. 本協会役員や会員が、本協会で議題になる問題について、財務上、信託上、もしくはその他の利害関係を持つ場合、またはその恐れがある場合、利害関係について本協会に報告しなくてはならない。協会によって、そのような利害の対立がない、と決定されない限り、上記の者はその問題について投票を棄権するものとする。

b. 本協会や会員が利害関係を持つこと、またはその恐れがあることを知った者も、口頭もしくは書面で本協会に報告しなくてはならない。協会によって、そのような利害の対立がない、と決定されない限り、該当する役員あるいは会員は、その問題について投票を棄権するものとする。

c. 本協会の会員あるいは第三者が、財務上、信託上の利害関係について苦情を報告した場合、本協会は利害の対立が実際に存在するか否かについて投票し、決める。

1. もし実際に存在すると決まれば、該当する会員は、その問題について投票を棄権するものとする。
2. もし実際には存在しないと決まれば、該当する会員は、その問題について投票を行うものとする。

第VII条 - EAPA と規約との関係

第1節. EAPA との関係

本協会は、Employee Assistance Professionals Associations Inc. (EAPA) の下部組織である。EAPA の役員会の事前承認を得て E A P A の支部活動を行う。文書による E A P A の同意がなければ、下部組織の活動は認められない。

第2節. 活動に対する規制

他のどの規定にかかわらず、本協会は EAPA の所得税法除外を危うくするような活動をしてはならない。その法律は 1986 年の米国の Internal Revenue Code の第 501 節 c)(3) をさす。

第3節

EAPA の名前、商標やロゴは規定に沿って使用され、その使用方法については E A P A から事前承認を得なくてはならない。

第4節. 本協会は総合保障保険とプロフェッショナル・ライアビリティ保険（専門家賠償責任保険）に加入しなくてはならない。保証額に関しては、本協会と EAPA の相互の同意によって決定される。

第5節. E A P A 下部組織としての料金を第3四半期E A P Aに支払う。その金額 EAPA によって毎年決定される。

第6節. 解散

協会解散をする場合には、会計的清算が終了して、E A P A への支払いがあれば速やかに行われなくてはならない。残金は EAPA あるいは別の資格のある非営利団体に引き渡される。

第 VIII 条 - 規約の改定

第1節 協会の責任

協会は、EAPA の規約改定に応じて協会の規約を更新する。

第2節 規約改定のプロセス

いかなる変更も協会の投票権のある会員の承認を必要とする。本協会は必要に応じて規約改定委員会を発足することができる。

投票による改定：

協会規約へのいかなる改訂、廃止、加筆も投票権のある会員過半数の承認が必要である。投票は年次総会で、または、郵送/電子メールによって実施する。郵送による投票の場合、会員には投票日の6週間前に告知がされなくてはならない。

本協会会員に承認された規約改定はE A P A の役員会に指名された EAPA 規約委員会の委員長と EAPA の地域委員会の委員長によって承認されるまで、効力をもたない。

第3節 EAPA による改定案の承認。

本協会での改定が確定次第、改定案を EAPA に提出し、EAPA 役員会によって承認をうけなくてはならない。E A P A 本部の役員会の承認なしに改定は有効にならない。